

下介第 226 号  
平成29年2月7日

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 管理者様  
指定居宅介護支援事業所 管理者様  
指定介護予防支援事業所 管理者様

下関市介護保険課長 原 虎 男  
( 公 印 省 略 )

短期入所生活介護における長期利用者に係る減算等の  
取扱いについて（通知）

平素は介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして疑義が生じ、厚生労働省に照会したところ、別紙のとおり回答がありました。

事業者におかれましては、本内容を御理解いただき、介護報酬の算定に当たり、その取扱いに遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

〒750-0006  
下関市南部町21番19号  
下関商工会館4階  
下関市福祉部介護保険課事業者係  
難 波  
TEL：083-231-1371  
FAX：083-231-2743

## 1. 要支援から要介護に変更になった場合における長期利用者の減算等について【短期入所生活介護】

連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用した場合における介護報酬の取扱いについて次のとおり規定されています。

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

注14 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

注15 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者 連続して三十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準第二百二十四条に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者

○上記における「連続して30日」の起算日について

以下事例のように、同一の事業所の利用中に、介護度が要支援から要介護に変更となった場合は、要支援での当該事業所の利用開始日(11/29)が起算日となります。要介護への変更に伴う指定短期入所生活介護事業所の利用に切り替えた日(12/1)ではありませんので御注意ください。(厚生労働省確認済み)

### 【事例】

11/29 要支援認定、A介護予防短期入所生活介護事業所利用開始

→12/1 要介護への変更に伴い、B短期入所生活介護事業所(AとBは同一の事業所)に切り替え

